Topics

中国税務最新動向

群務最新動台

中税諮詢集団 シニアパートナー 王鋭 著 ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆《国家税務総局〈個人による不動産の無償贈与または受贈に係る営業税、個人 税務総局公告,2015年第75号,2015年11月10日発布)

一, 公告発布の背景

個人による不動産の無償贈与または受贈に係る営 業税、個人所得税の免税措置の管理を強化するた め, 近年来, 財政部, 国家税務総局は多くの通達を 発表し、免税手続きに必要な資料を明確にしてき た。もっとも、税務執行の場面では、2つの税目で 免税措置を享受するために必要な証明資料に相違が あること、さらに納税者が証明方法を選択できる幅 も狭いことから、納税者にとって手続上の不便が あった。ゆえに納税者からは免税措置を享受するた めの証明資料の統一,並びに各種証明資料からでき る限り選択の幅を広げて欲しいという要求が挙げら れていた。このような納税者の要求に応え、国務院 が進める手続きの簡素化と権限の委譲、手続きの利 便化を徹底するために, 国家税務総局は関連通達を 総合的に整理した上で、個人による不動産の無償贈 与または受贈に係る営業税、個人所得税の免税措置 に関連する証明資料を簡素化し, かつ規範化するた めに本公告を制定した。

二, 公告の内容

(一) 基本提出資料

納税者が個人による不動産の無償贈与または受贈 に係る営業税,個人所得税の免税手続きを行う際 に、「個人不動産無償贈与登記表」、当事者双方の身 分証明の原本及びコピー(相続又は遺贈による場 合,相続人又は遺贈受入者の身分証明原本及びコ ピー),並びに不動産所有権証書の原本とコピーを 提出しなければならない。

(二) 状況別による提出資料

- 1,離婚による財産分割
 - (1) 離婚協議,人民法院判決書,人民法院離婚 調停書のうちいずれかの原本及びコピー
 - (2) 離婚証書の原本及びコピー

2, 親族間の無償贈与

- (1) 配偶者に対する無償贈与:配偶者との結婚 証明書の原本及びコピー
- (2) 父母,子女,祖父母,孫,兄弟姉妹に対す る無償贈与:親族関係が証明可能な戸籍謄 本. 出生証明書, 人民法院判決書, 人民法院 調停書, その他の部門(権限のある部門)の 発行する証明資料のうち, いずれかの原本及 びコピー
- 3. 非親族の扶養関係者に対する無償贈与

人民法院判決書, 人民法院調停書, 省村また は町の発行する扶養関係証明、その他の部門 (権限のある部門) の発行する扶養関係を証明 する証明資料のうち、いずれかの原本及びコ ヒ° -

4, 相続又は遺贈

- (1) 不動産所有者の死亡証明の原本及びコピー
- (2) 公的証明で相続又は遺贈を証明できる資料 の原本及びコピー

(三) 行政サービスの向上

各地方税務機関は,税務相談室,ウェブサイトの 開設,12366ホットラインの設置,納税者学習コー ナー等の多くのチャンネルを通して、税収優遇政策 及びその手続きを積極的に宣伝するとともに、納税 者からの質問には適時かつ適切に回答を行わなけれ ばならない。また、セミナー等を行い、納税者の不 便を解消することを要する。政府機関の情報サービ スを通して証明情報を検索できる地区については、 情報の共有を図ることにより納税者の資料収集の負 担を軽減することができる。

三, 公告による影響

(一) 営業税及び個人所得税に係る免税資料の統一 公告では、個人による不動産の無償贈与または受

Topics

贈に係る営業税,個人所得税の免税措置に必要な資料を統一するとともに,離婚の財産分割,親族間の無償贈与,非親族の扶養関係者への無償贈与,相続又は遺贈という4つの状況に分類した。これにより,従来の管理規程で問題となっていた営業税と個人所得税での証明資料の差異をなくし,税務機関による執行の規範化に寄与するとともに,納税者の利便性を図っている。

二) 免税手続きに必要な証明資料の簡素化

公告では納税者による免税手続きの利便化という 観点から、証明資料の簡素化を行った。例えば、父 母が子女に贈与する際、戸籍による双方の関係の証 明のみでよいとした。

(三) 証明資料の選択性を拡充

公告では証明資料の多様な形式を列挙し、「いずれか」という文言が示すとおり選択性を与え、納税者に利便性をもたらした。例えば、離婚による財産分割の際、納税者は離婚証明、または離婚協議(人民法院判決書もしくは人民法院離婚調停書でも良

い)のみを提出することで足りるとした。

(四) 公的証明資料の核心内容を提示

財産関係の移転は、民法通則、婚姻法、継承法等の法律に関係し、当事者の利益に直結するものであり、必要な証明資料は免税措置を享受可能か否かの境界を区分する鍵を握る。よって、公告は特定の状況における贈与、相続または遺贈を受けるものは、公的証明資料を証明資料の範囲に含めるが、免税手続きに必要な公的資料には双方の親族関係、扶養関係もしくは相続権(遺贈を受ける権利)の証明資料のみでよく、財産そのものの公的証明は必要としていない。これにより、政策の誤読による納税者の負担増加を防ぐ。

四, 執行

本公告は公布日より施行する。個人による不動産 の無償贈与または受贈に係る営業税,個人所得税の 免税措置に関する証明資料はすべて公告に従い,本 公告に符合しない規程は同時に廃止する。

[※]本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング(以下、「ノベル」といいます。)が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。